平成２７年（フ）第２１号
兵庫県豊岡市高屋899番地　都荘２階５号
破産者　山本　文幸
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
徳島県徳島市上助任町三本松370番地の７、旧住所徳島県板野郡板野町大寺字王子110番地３
破産者　林　　公博（旧姓富山）
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５号
福岡県久留米市東町380番地５　コーポてらさき17号
破産者　増崎　　晃
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第７６号
東京都東久留米市南沢４丁目７番52号
破産者　清水　和夫
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１９２号
埼玉県鶴ヶ島市富士見４丁目25番６－205号　ケヤキハイツ
破産者　大内　智之
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２１７号
群馬県高崎市石原町3995番地２　エルディム本郷202号、申立時の住所埼玉県富士見市羽沢３丁目18番29号
破産者　高橋　恵一
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２５６号
埼玉県坂戸市大字森戸1322番地８
破産者　吉岡　道夫
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２５７号
埼玉県坂戸市大字森戸1322番地８
破産者　吉岡三枝子
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２６２号
埼玉県川越市霞ケ関東２丁目14番地６　（コンフォート霞ケ関103号室）、開始決定時の住所埼玉県川越市むさし野21番地13
破産者　関　　隆志
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２６９号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡４丁目17番５－403号
破産者　大丸　陽一
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１６１号
神奈川県茅ヶ崎市美住町２番20－205号　茅ヶ崎クリーンキャッスル
破産者　神保佐知子
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１００５号
神奈川県高座郡寒川町倉見2163番地２
破産者　星野　亨範
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２５０号
札幌市南区中ノ沢６丁目９番５号、破産手続開始決定時の住所神奈川県横浜市南区南吉田町５－46－１　メイデル・エム・アイ301
破産者　大場　憲一
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２６８号
横浜市緑区北八朔町1185番地　三雄荘Ｃ－５号
破産者　西田　信之
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３８号
神奈川県小田原市浜町３丁目14番５号　奥津マンション102
破産者　中佐　理恵
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１９号
山梨県上野原市上野原1681番地　アパック２303号室
破産者　石井　浩美
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第３５１号
神戸市須磨区白川台１丁目35番地の２　市住６－402号
破産者　中村富美子
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９６号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1073番地（プロムナードＣ107）
破産者　清水　秋雅
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係